

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年2月20日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス下鉤店 栗東市下鉤字中雁杭 896 番ほか

2 意見の概要

栗東市からの意見

- (1) 騒音については、騒音予測結果が全ての予測地点において環境基準を下回る結果となっているが、事業地北東側に住居地が隣接しているため、この値が維持できるよう店舗の運営に努めること。また、屋上等の空調室外機からは低周波音が発生する可能性があるため、周辺地域から低周波音等による苦情申立てがあった場合は、周辺地域に配慮し、公害防止のため自己の責任と負担において、必要な措置を講じること。
- (2) 前面道路の交通量が多いため、市道下末竹西ノ森線への出入りにおいて、左右の見通しを十分確保し、疑似停止線等の設置も検討すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号

(2) 縦覧期間 令和8年2月20日から令和8年3月23日まで